

不整地運搬車運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp>

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法においては、最大積載量が、1トン以上の不整地運搬車の運転の業務は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

不整地運搬車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日		開催場所
【1日目：学科】	【2日目：実技】	
令和8年4月10日(金)	4月11日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年6月19日(金)	6月20日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和8年10月30日(金)	10月31日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年12月18日(金)	12月19日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時45分開講～午後6時10分閉講）

講習科目	講習時間
荷の運搬に関する知識	4時間
運転に必要な力学に関する知識	2時間
関係法令	1時間
学科試験	(1時間)

●実技講習（午前9時開講～午後3時閉講）

荷の運搬	4時間
実技試験	(1時間)

4 受講料及びテキスト代(税込)

38,555円（受講料36,740円、テキスト代1,815円）

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座
(みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した方で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する方 3 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは同規則第36条第5号の3の業務に、3月以上従事した経験を有する方 4 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した方 	<ul style="list-style-type: none"> ○走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ○走行の操作

<p>上表の労働安全衛生法関係の業務は、右欄のとおり。</p> <p>（労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは同規則第36条第5号の3の業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務（業務経験としては、昭和49年9月以前の経験が対象となる。） ・機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転の業務（業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。） ・機体重量が3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務 ・機体重量が3トン未満の車両系建設機械（解体用）の運転の業務 ・最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務（業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。） ・最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
---	--

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になります。

【お問合せ・支給申請先】 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内